

概要版

令和5年度第1回野洲市都市計画審議会会議録

開催日時 令和5年 5月26日(金)
午前10時30分～11時50分
場 所 市役所本館2階 第5会議室
出席者 委員10名中10名
傍聴者 なし

1. 開 会

事務局(都市計画課長)から審議会成立の報告

2. 挨拶

市長挨拶

3. 議事案件

(1) 会長の選出

令和4年11月に委員の一斉改選があったため、野洲市都市計画審議会条例第5条により委員の互選により選出。

審議結果 ・前任の及川委員に、継続して会長にご就任いただいた。併せて、職務代理者については、武浪委員にご就任いただいた。

(2) 野洲市都市計画マスタープランの一部改訂について(諮問)

(3) 野洲市立地適正化計画の一部改訂について(諮問)

資料2に基づき一括説明

審議結果 ・野洲市都市計画マスタープランの一部改訂については、第2次野洲市総合計画が一部改訂されることに伴い、野洲市都市計画マスタープランをこれに即したものとする必要が生じたため、当該計画を一部改訂することについて、市長より諮問。この改訂作業について、見直しの要点・公表までのスケジュール等を報告し、慎重に議論いただいた結果、継続審議することとなった。

・野洲市立地適正化計画の一部改訂については、第2次野洲市総合計画が一部改訂されることに伴い、野洲市立地適正化計画をこれに即したものとする必要が生じたため、また都市再生特別措置法第81条第2項第5号に定める

防災指針の策定にあたり、当該計画を一部改訂することについて、市長より諮問。この改訂作業について、見直しの要点・公表までのスケジュール等を報告し、慎重に議論いただいた結果、継続審議することとなった。

主な意見

E委員 資料3の「2. 目的」について、文中の「防災拠点施設としての位置付けし…」の「の」は必要ないと思う。

総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画について、一体的に改訂を進めるということは理解できる。

一方で、野洲駅南口周辺整備構想の検討についても、これらの計画と関係性があると考えている。資料2の改訂スケジュールをみると、今後は総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画で情報共有がなされていくようだが、ここに野洲駅南口周辺整備構想との情報共有も必要になるのではないかと感じている。

事務局 ご指摘いただいた点については事務局のほうで訂正する。

野洲駅南口周辺整備構想においては、中心拠点としてどのようにまちづくりをしていくのかというのは、情報を共有しながら進めていきたい。情報があれば随時、都市計画審議会でも示していければと考えている。

また総合計画については、都市計画マスタープラン、立地適正化計画と並行して情報を共有しながら進めていく。

E委員 資料に補足として、野洲駅南口周辺整備構想の情報を共有する旨を明記することでより親切的な資料になるのではないのかと思う。

事務局 意見として頂戴する。

B委員 新たな拠点の区域はどのぐらいの大きさになると考えているのか。公共施設の整備などの土地利用の範囲が広がっていくと想定している。

将来どれだけ農地が減るのか気になっているため、現時点でどの程度の構想を持っているのか、分かることがあれば教えてほしい。

事務局 今のところ将来的な土地利用を検討している中で、市街化区域に編入していければという考えを持っている。またその中で立地適正化計画に基づいて都市機能誘導区域の拠点として位置づけていきたい。

B委員 調和のとれたまちづくりをしていくうえで、農地が減少していくことはや

むを得ないと考えている。前に地区計画が挫折した事例もあるので、しっかりと位置付けしながら計画を進めていただければ思う。

事務局 意見として頂戴する。

会長 この議事案件「野洲市都市計画マスタープランの一部改訂について」及び「野洲市立地適正化計画の一部改訂について」は、今後も継続審議となる案件になる。引き続き皆様にはご審議いただきたい。

4. その他

(1) 市内小中学校の都市計画決定について 資料3に基づき説明

報告結果 ・市内小中学校全9校の都市計画決定・都市計画事業認可に向けたスケジュール及び計画書（素案）の概要について報告した。

主な意見

E委員 小中学校を都市計画施設に位置付けることによって財源が確保できるなどのメリットはあると思うが、長期的なスパンで見たときに、目的外使用が制限されることで、様々な事業の柔軟性が失われてしまうのではないか。

事務局 学校教育施設は、公教育機関であるほか防災拠点としても位置づけられているが、いずれの目的で都市計画税を充当しても、目的外使用には当たらないと考えている。

会長 この市内小中学校の都市計画決定に関しては、次回の都市計画審議会の諮問案件ということで、今回は事前説明ということでよろしかったか。

事務局 はい。本日は市内小中学校の都市計画決定について事前説明を行い、次回諮問と答申を受ける予定である。その後都市計画決定を受け、令和6年度の北野小学校の改築に向けて事業認可を取りたいと考えている。

(2) 立地適正化計画《軽微な変更》について 資料4に基づき説明

報告結果 ・立地適正化計画に記載した「老朽化した都市計画施設の改修に関する事業」について、都道府県知事に協議・同意の上、立地適正化計画の公表をする

ことで、都市計画事業の認可があったものとみなす制度が創設された。この制度を活用し、市内5路線の都市計画道路の一部について、当該改修事業を行うことを立地適正化計画に記載する改訂（軽微な変更）を令和5年2月17日付けで行った旨報告した。

(3) その他質疑応答

C委員 諮問の内容とは特に関係ないが、野洲市総合計画審議会資料3ページ目「(3) ③第2次野洲市総合計画に即すことになる野洲市都市計画マスタープラン、野洲市立地適正化計画と一体に改訂を進めること」について、「土地利用に係る具体的な内容を定めることとします。」とあるが、その具体的な内容について例示してほしい。

事務局 今、C委員がお話されているのは第3拠点（新しい拠点）のことか。

C委員 そうである。

事務局 病院の整備地が令和4年12月の市議会定例会で決まったが、当該地区周辺の整備内容に関しては具体的にまだ決まっていないので、庁内で調整しながら進めていきたい。そのため、今、具体的な事例を申し上げることはできない。今後、お示しできる内容があれば随時お示ししていきたいと考えている。

会長 補足をどうぞ。

事務局 ご質問の趣旨としては、当該地区周辺の具体的な施設を立地適正化計画でどこまで示すか、ということだと認識している。

対象物としては公共施設と土地の地権者個々のものとなるため、そのあたりはしっかり分けたうえで、次回どこまで示すかについては検討しながら準備させていただければと思う。

C委員 野洲駅周辺の土地利用については具体的にどう考えているか。

事務局 基本的には現行の立地適正化計画に記載されている程度のものである。都市計画マスタープランや立地適正化計画は土地利用の方向性を示すものであり、具体案を盛り込むものではない。

C委員 土地利用の方向性は具体的にどう示していくのか。

事務局 適正な立地をどのような形で方向付けていくのかを示すというイメージを持っていただきたい。それは現行の立地適正化計画に載っているものがベースになるので、それに追記、変更を行う形になると思う。

C委員 具体的には書かないということか。

事務局 病院周辺・駅前周辺の配置図を描くものではない。あくまで土地をどのように利用していくかの方向付けをしていくものである。

会長 具体的にという意味が実際に施設の種類までを書くものではないとういことでよいか。

C委員 野洲市総合計画審議会資料3ページ目「(3) ③第2次野洲市総合計画に即すことになる野洲市都市計画マスタープラン、野洲市立地適正化計画と一体的に改訂を進めること」で、「具体的な内容を定める」と書かれているので、「具体的な方向性を定める」といったように表現を変えるとよいのではないか。

事務局 こちらの表現も含めて、次回、立地適正化計画の着地点がどのようなものになるのかについても具体的に示させていただければと思う。

5. 閉 会

部長挨拶

以上